



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	3
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 無名1号線)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸三田線 市道 唐櫃団地1号線)	建設局道路管理課	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 玉津270号線)	建設局道路管理課	8
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(西下自治会ほか)	地域協働局地域活性課	9
公告	徴税吏員証の無効公告	行財政局税務部市民税企画課	12
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等	経済観光局農政計画課	13
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(ステップガーデン藤原台)	経済観光局経済政策課	15
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	19
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	20
公告	神戸国際港都建設下水道事業の認可に係る図書の写しの縦覧(神戸市公共下水道)	都市局都市計画課	21
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市西区伊川谷町ほか)	都市局都市計画課	22
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	23
水道局	水道局における公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定の改正	水道局経営企画課	24
交通局	神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	25

神戸市告示第115号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和6年3月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和6年3月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年3月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和6年3月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和6年3月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年3月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	令和6年3月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年3月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 36台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第116号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月21日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年5月21日 神戸市公報第3860号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和6年4月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和6年4月5日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 1台	令和6年4月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摂津本山駅周辺	自転車 1台	令和6年4月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 3台	令和6年4月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪神御影駅周辺	自転車 10台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車 1台	令和6年4月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 3台	令和6年4月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	令和6年4月17日		
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台			
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台			
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台			
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台			
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 1台			
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台			
	魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車		19台 1台	令和6年4月24日
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台			
摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台				
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車	14台 1台	令和6年4月25日		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台			
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台			

神戸市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月4日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	無名1号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目6番15号地先から 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目6番15号地先まで	新	2.00	最大 5.30 最小 3.60
			旧	2.00	最大 5.30 最小 3.60

神戸市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月4日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	員幅 (メートル)
県道	神戸三田線	神戸市北区有野町唐櫃 字上向山4450番6地先から	新	1151.00	最大 45.10 最小 8.70
		神戸市北区有野町唐櫃 字上向山4464番1地先まで	旧	1089.00	最大 12.00 最小 6.80
市道	唐櫃団地1号線	神戸市北区有野町唐櫃字仏坂 水地先から	新	20.00	最大 10.50 最小 9.10
		神戸市北区有野町唐櫃字仏坂 水地先まで	旧	20.00	最大 8.10 最小 8.10

神戸市告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月4日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	玉津里270号線	神戸市西区玉津町今津字淵ヶ上161番21地先から 神戸市西区玉津町今津字淵ヶ上161番19地先まで	新	29.70	最大 6.00 最小 5.27
			旧	29.70	最大 5.50 最小 5.28

神戸市告示第120号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、西下自治会、南古自治会、上津台1丁目自治会、桃山台自治会、ファミリータウン鈴蘭台自治会、岩岡サントウン自治会、鴨子ヶ原三丁目自治会、君影町四・五丁目自治会、上北古自治会、駒ヶ林町六丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	西下自治会	南古自治会	上津台1丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区山田町西下字 大道下32番地の3	神戸市西区岩岡町岩岡 1449番地	神戸市北区上津台1丁 目15番20号
代表者の氏名	林 直行	橋本 将史	奥 洋輔
代表者の住所	神戸市北区山田町西下字 下比良記16番地	神戸市西区岩岡町岩岡 1671番地	神戸市北区上津台1丁 目15番20号

名称	桃山台自治会	ファミリータウン鈴蘭台 自治会	岩岡サントウン自治会
主たる事務所	神戸市垂水区桃山台4丁 目1番地の12	神戸市北区鈴蘭台西町4 丁目13番1号	神戸市西区岩岡町岩岡 616番地の113
代表者の氏名	芦田 千晶	竹田 薫	乃美 昌司
代表者の住所	神戸市垂水区桃山台3丁 目9番地の13	神戸市北区鈴蘭台西町4 丁目10番21号	神戸市西区岩岡町岩岡 616番地の92

名称	鴨子ヶ原三丁目自治会	君影町四・五丁目自治会	上北古自治会
主たる事務所	神戸市東灘区鴨子ヶ原3 丁目29番38号	神戸市北区君影町5丁目 15番9号	神戸市西区神出町宝勢 335番地の1
代表者の氏名	平島 純子	野林 豊	正井 充和
代表者の住所	神戸市東灘区鴨子ヶ原3 丁目14番3号	神戸市北区君影町4丁目 3番17号	神戸市西区神出町宝勢 258番地

名称	駒ヶ林町六丁目自治会
主たる事務所	神戸市長田区駒ヶ林町6 丁目8番10号
代表者の氏名	田中 耕一
代表者の住所	神戸市長田区駒ヶ林町6 丁目8番10号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 西下自治会

令和6年3月3日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岸本 治	林 直行
代表者の住所	神戸市北区山田町西下字下比良記35番地の2	神戸市北区山田町西下字下比良記16番地

(2) 南古自治会

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 秀人	橋本 将史
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡1562番地の18	神戸市西区岩岡町岩岡1671番地

(3) 上津台1丁目自治会

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区上津台1丁目15番7号	神戸市北区上津台1丁目15番20号
代表者の氏名	梶原 一彦	奥 洋輔
代表者の住所	神戸市北区上津台1丁目15番7号	神戸市北区上津台1丁目15番20号

(4) 桃山台自治会

令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	佐伯 精子	芦田 千晶
代表者の住所	神戸市垂水区桃山台1丁目12番地の22	神戸市垂水区桃山台3丁目9番地の13

(5) ファミールタウン鈴蘭台自治会

令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西野 高広	竹田 薫
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番22号	神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番21号

(6) 岩岡サントウン自治会

令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山口 茂雄	乃美 昌司
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の76	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の92

(7) 鴨子ヶ原三丁目自治会

令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤波 斎久	平島 純子
代表者の住所	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目2番52号 リーベスト御影A棟203	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目14番3号

(8) 君影町四・五丁目自治会

令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森本 武彦	野林 豊
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目3番4号	神戸市北区君影町4丁目3番17号

(9) 上北古自治会

令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	櫛橋 克治	正井 充和
代表者の住所	神戸市西区神出町宝勢788番地	神戸市西区神出町宝勢258番地

(10) 駒ヶ林町六丁目自治会

令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市長田区駒ヶ林町6丁目5番2号	神戸市長田区駒ヶ林町6丁目8番10号
代表者の氏名	浦川 正	田中 耕一
代表者の住所	神戸市長田区駒ヶ林町6丁目5番2号	神戸市長田区駒ヶ林町6丁目8番10号

神戸市公告

徴税吏員証の無効公告

下記証票は紛失のため、次のとおり無効公告を行います。

令和6年5月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 証票名
徴税吏員証 No.市1-11
- 2 発行年月日
令和6年4月1日
- 3 所属
行財政局税務部市民税第1課
- 4 所持者職氏名
事務職員 榎田 雅也
- 5 紛失年月日
令和6年4月16日

神戸市公告

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和6年5月13日の翌日から起算して15日間（令和6年5月28日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和6年5月28日の翌日から起算して15日以内（令和6年6月12日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和6年5月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出は、縦覧完了日の令和6年5月28日までの消印のあるものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和6年5月29日）から令和6年6月12日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年5月21日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年5月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ステップガーデン藤原台
神戸市北区藤原台中町1丁目4番

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
駐車場①	A棟建物東側	120台
駐車場②	A棟建物南側	48台
駐車場③	E棟建物東側	344台
合計		512台

(変更後)

位置		収容台数
駐車場①	A棟建物東側	120台
駐車場②	A棟建物南側	30台
駐車場③	E棟建物東側	320台
合計		470台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積

荷さばき施設No. 1	A棟建物南側	56.25㎡
荷さばき施設No. 2	A棟建物西側	37.5㎡
荷さばき施設No. 3	A棟建物西側	52.5㎡
荷さばき施設No. 4	E棟建物西側	50.0㎡
荷さばき施設No. 5	E棟建物西側	250.0㎡
合 計		446.25㎡

(変更後)

位置		面積
荷さばき施設①	A棟建物南側	56.25㎡
荷さばき施設②	A棟建物西側	37.5㎡
荷さばき施設③	A棟建物西側	52.5㎡
荷さばき施設④	E棟建物西側	50.0㎡
荷さばき施設⑤	E棟建物西側	250.0㎡
荷さばき施設⑥	A棟建物東側	50.0㎡
荷さばき施設⑦	F棟建物東側	28.0㎡
合 計		524.25㎡

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置		容量
廃棄物保管施設 No. 1	A棟2F南西側	27.09㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 2	A棟2F北側	10.5㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 3	A棟1F西側	4.0㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 4	A棟1F西側	4.0㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 5	A棟1F西側	4.0㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 6	A棟1F西側	4.0㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 7	E棟西側	9.0㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 8	E棟西側	6.75㎡ ³
廃棄物保管施設 No. 9	E棟西側	15.75㎡ ³

合 計		85.09m ³
(変更後)		
位置		容量
廃棄物保管施設①	A棟2F南西側	27.09m ³
廃棄物保管施設②	A棟2F北側	10.5m ³
廃棄物保管施設③	B棟北側	16.0m ³
廃棄物保管施設④	E棟西側	9.0m ³
廃棄物保管施設⑤	E棟西側	6.75m ³
廃棄物保管施設⑥	E棟西側	15.75m ³
廃棄物保管施設⑦	F棟西側	9.0m ³
廃棄物保管施設⑧	E棟西側	13.7m ³
合 計		107.79m ³

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
上新電機株式会社 (A棟2階)	午前10時00分	午後9時00分
株式会社犬の家 (F棟)	午前10時00分	午後9時45分
やまや関西株式会社 (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
有限会社パル (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
株式会社イトウゴフク (E棟)	午前9時00分	午後9時30分
株式会社キリン堂 (E棟)	午前9時00分	午後9時30分
株式会社サンエース (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
未定 (A棟2階)	午前10時00分	翌午前0時00分
未定 (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
未定 (E棟)	午前7時00分	午後9時00分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
上新電機株式会社 (A棟2階)	午前10時00分	午後9時00分
株式会社犬の家 (F棟)	午前10時00分	午後9時45分
やまや関西株式会社 (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
有限会社パル (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
株式会社イトウゴフク (E棟)	午前9時00分	午後9時30分
株式会社キリン堂 (E棟)	午前9時00分	午後9時30分
株式会社サンエース (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
未定 (A棟2階)	午前9時00分	翌午前0時00分
未定 (A棟1階)	午前9時00分	午後9時30分
未定 (E棟)	午前7時00分	午後9時00分

3 変更する年月日

令和6年12月27日

4 変更する理由

小売業者の変更に伴う施設配置等の見直しのため。

5 届出年月日

令和6年4月26日

6 縦覧期間

令和6年5月21日から令和6年9月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年5月21日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-1号	令和6年5月1日	神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目 1702-5の一部、1702-6の一部	5.97m	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

令和6年5月21日 神戸市公報第3860号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和6年5月21日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-2号	令和6年5月1日	神戸市中央区2-1、8-1、9、10、13、14-1の一部	1343.1	9.5から 18.5

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の変更認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和6年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設下水道事業

神戸市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区伊川谷町有瀬字古屋畑854番1、854番6の一部、854番9、854番10、855番5、855番6、856番1、856番2、856番5
工事を完了した公共施設
公園
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬854番地の1
学校法人 山田学園
理事長 山田 茂之
許可番号
令和5年4月24日 第8115号
（変更許可 令和6年3月8日 第2105号）
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市須磨区須磨寺町4丁目20番15の一部、21番1の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市兵庫区荒田町1丁目13番8号
南興業株式会社
代表取締役 南 明門
許可番号
令和6年2月13日 第8168号
（変更許可 令和6年3月29日 第2112号）
- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区高丸3丁目2245番174、2245番4の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市花園町2番地の2
株式会社勝美住宅
代表取締役 渡辺 喜夫
許可番号
令和5年5月24日 第8121号
（変更許可 令和6年2月14日 第2099号）

神戸市水道告示第6号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年5月21日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42124	イイダセツビ株式会社	加西市西谷町512	飯田 由紀恵	令和6年4月2日

神戸市水道告示第7号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和47年11月神戸市水道告示第6号）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年5月21日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

(2) 収納取扱金融機関の項中

「

神戸信用金庫	神戸市内及び明石市内(ただし、口座振替については兵庫県下)	を
--------	-------------------------------	---

」

「

神戸信用金庫	兵庫県下	に改める。
--------	------	-------

」

神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年5月21日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第2号

神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程

神戸市交通局電子署名規程（平成25年12月16日交規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(6) 非カード型電子署名管理者 神戸市交通局会計規程（昭和29年4月1日規程第2号）第86条に規定する支出担当者であって、その所管に係る<u>次条第1項</u>ただし書きに規定する他の方法（電子署名カードにより行うものを除く。）による電子署名を行う者をいう。</p>	<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(6) 非カード型電子署名管理者 神戸市交通局会計規程（昭和29年4月1日規程第2号）第86条に規定する支出担当者であって、その所管に係る<u>次条</u>ただし書きに規定する他の方法（電子署名カードにより行うものを除く。）による電子署名を行う者をいう。</p>

<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日時点において<u>保管している</u>電子署名カードの名称、数量等を経営企画課長に報告しなければならない。</p> <p>第7条 <u>第3条第1項</u>ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、交通事業管理者が特に認める場合は、第2条第6号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日時点における<u>保管する</u>電子署名カードの名称、数量等を経営企画課長に報告しなければならない。</p> <p>第7条 <u>第3条</u>ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、交通事業管理者が特に認める場合は、第2条第6号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。